



商工会は、商工業の振興と活力ある地域づくりを応援します。

# 甲賀商工情報

1月号  
2015  
Vol.8

商工会とは…法律(商工会法)に基づいて設立された公的団体で、地域の事業者が業種に関わりなく会員となりお互いの事業の発展や地域の発展のために総合的な活動を行う団体です。

平成27年1月15日発行

【発行】甲賀市商工会

〒528-0005甲賀市水口町水口5577-2

TEL (0748)62-1676

URL: <http://www.koka-sci.jp/>

この会報は商工会のホームページでもご覧になれます

土山支所 土山町北土山1737 TEL.66-0354

甲賀支所 甲賀町相模173-1 TEL.88-2370

甲南支所 甲南町野田810 TEL.86-2016

信楽支所 信楽町長野1142 TEL.82-0873

次号は平成27年7月発行予定

## 年頭のご挨拶

甲賀市商工会 会長 大橋 淳一



新年あけましておめでとうございます。皆様方におかれましては、ご健勝にて、輝かしい新春をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

昨年は商工会諸般の事業にご支援をいただき誠にありがとうございました。本年も更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。振り返りますと昨年日本列島各地で自然災害に見舞われ復興にご尽力されたこととお察し申し上げます。

さて日本経済はアベノミクス成長戦略により景気は回復しつつあると云われていますが、円安等により原材料又燃料の高騰により生産原価に影響を及ぼし中小企業にとっては心苦しい限りであります。又物販業におきましては4月1日の消費税増税後の消費が減少し景気の後退に拍車がかかった状況でもあります。

12月に入りある意味では想定外の衆議院選挙の影響を受け業種によっては年末商戦にも陰りが見られたことと思います。その様な背景のもと我が国には385万の中小企業があり9割は小規模企業とも言われています。その小規模企業は地域に密着し地域の経済を支え、地域コミュニティの発展に大きく貢献しておりますが今日迄国の施策はややもすれば大企業に偏り中小小規模には恩恵が少なかったと思っております。この度、中小小規模企業が根ざしている地域を活性化させ

て地域経済を元気にすべく26年6月20日小規模企業振興基本法が成立し小さな企業に光が当たる法律が制定され我々のこれから進む道筋が開かれたと思っております。今回の小規模基本法のポイントの1つ目は「事業の持続的な発展」を基本に地域に根ざして地域経済を支えている小規模企業に焦点をあてた施策を拡充し実現させることにあり2つ目は国が小規模企業施策を総合的計画的に推進する為の5年間の基本計画を定め、小規模企業者による①需要に応じたビジネスモデルの再構築、②多様で新たな人材の活用による事業の展開・創出、③地域のブランド化・にぎわいの創出等を推進すべく、施策を講じることにより、政策の継続性や一貫性を担保する仕組みを作ることあります。

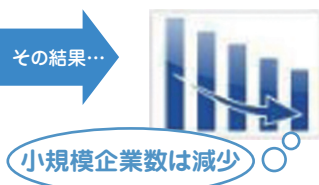
この二つのポイントを踏まえ国と共に地域公共団体が小規模振興の施策を策定し実行することで実行性のある小規模企業施策の推進が図られるものと確信いたします。時代は経済社会の急激な変化、人口減少の時代これからの地域をどの様に活性化に導くべきかの課題のもとに小規模企業振興基本法が制定されたと理解をいたしております。

商工会は「中小小規模」が主役であり「勇気と元気」を持って存続発展を目指して参らねばなりません。「行きます、聞きます、提案します」の基本スローガンのもと巡回訪問を推進し地域活性化に向け行政のお力添えをいただき地域の中心的経済団体の役割を果たすべく「青年部」「女性部」の活力と共に「まちづくり」活動にも参画、支援を行って参ります。

本年も役職員一丸となって取り組む所存でございます。改めて本年もよろしくお願ひ申し上げます。会員皆様にとりましては飛躍すべき年となります様願ひご健勝ご多幸併せて各事業所様のご隆盛をお祈りいたし年頭のご挨拶といたします。

## 小規模企業振興基本法が施行されました

小規模企業は、人口減少・高齢化・海外との競争の激化など非常に厳しい経済環境に置かれてきました。またこれまでの中小企業政策も、どちらかという中規模企業などに焦点が当てられがちで、必ずしも小規模企業にしっかりと焦点を当てた政策体系となっていないませんでした。



超高齢社会が進む日本において、地域経済を支える小規模企業の持続的な発展を支援しないと地域の疲弊は止まりません。そこで、小規模企業を真正面から支援対象として捉え、国や地方等が協力して支援体制を整備して支援策を実施していくこととなりました。

### 平成26年6月「小規模企業振興基本法」が成立!

小規模企業支援について、従来までの「成長発展」を目指す企業だけでなく、技術やノウハウの向上、安定した雇用の維持など、事業の持続的な発展・維持を志向する企業の支援も行われていくことになります。

地域の小規模企業が活躍できる環境を作り出すため、基本法に規定された方針に沿って新たな施策や補助金制度とともに、既存施策の見直しや拡充等も検討されることになります。商工会もこれまで以上に、自らの強みである伴走型支援の特色を生かして、小規模企業の目線に立ちつつきめ細かい支援を行ってまいります。

## 特定(産業別)最低賃金改定のお知らせ

| (平成26年12月27日発効)    | 時間額  |
|--------------------|------|
| 新繊維工業              | 760円 |
| 窯業・土石製品製造業         | 848円 |
| 鉄鋼業(平成16年12月18日発効) | 775円 |
| 一般機械器具製造業          | 847円 |
| 精密・電気機械器具製造業       | 830円 |
| 各種商品小売業            | 775円 |
| 自動車・同附属品製造業        | 851円 |

### 滋賀県最低賃金

時間額 **746円**

(平成26年10月9日発効)

#### 【お問い合わせ先】

滋賀労働局賃金室 TEL.077-522-6654

東近江労働基準監督署 TEL.0748-22-0394

<http://shiga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

## 「金融個別相談会」開催のご案内

甲賀市商工会では、小規模企業者を対象に、事業資金需要の個別相談会を下記のとおり開催します。当日は、直接融資などの相談をお受けしますので、お気軽にご利用ください。

| 金融相談会 | 1月29日(木)                | 2月17日(火)      | 3月10日(火)      |
|-------|-------------------------|---------------|---------------|
| 時 間   | 13:00 ~ 16:00           | 13:00 ~ 16:00 | 13:00 ~ 16:00 |
| 場 所   | 甲賀市商工会館(甲賀市水口町水口5577-2) |               |               |
| 相 談 員 | 日本政策金融公庫大津支店 担当職員       |               |               |
| 締 切 日 | 1月26日(月)                | 2月12日(木)      | 3月5日(木)       |

融資をご希望の方は、次の書類をご持参ください。

| 個人企業の方                                    | 法人企業の方                                                                        |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 2ヶ年分の確定申告書の控(青色申告決算書、または白色申告の場合は収支明細書を含む) | 1. 2ヶ年分の確定申告書と決算書の控(勘定科目明細含む)<br>2. 法人の登記事項証明書<br>3. 最近の試算表(決算後6ヶ月以上経過している場合) |

その他、設備資金の場合は見積書、担保でのご相談の場合は不動産登記簿謄本及び公図・建物図面が必要になります。

寒い冬、ホットな出逢いを甲賀で探してみませんか  
甲賀市商工会青年部主催、安心の婚活パーティー

## カップリングパーティー 2015 バレンタイン Ver.

パーティー会場は酒蔵を改装したビアレストラン

【日 時】平成27年2月7日(土) 14:00 ~ (受付13:30 ~)

【会 場】ビアレストラン **寿賀蔵** (甲賀市水口町三大寺244/Tel.0748-63-2838)  
JR草津線貴生川駅より送迎バスを出します。※当日はアルコール飲料も提供しますので、お車での来場はご遠慮ください。

【参加対象】23歳 ~ 43歳の男女、独身者に限る。

男性は甲賀市在住もしくは甲賀市在職に限る。

【参加費】男性7,000円 女性3,000円(軽食・ドリンク付き)

【申込・問合せ先】甲賀市商工会 青年部(Tel.0748-86-2016)





# 甲賀市商工会 ～一年間の歩み～ ふりだし

## 10月

- 7日 工業部会視察研修  
[東シ滋賀事業場他]
- 11日 信楽陶器まつり(～13日)
- 14日 ①初級パソコン講習会  
(～21日)
- 15日 販路開拓セミナー(22・29日)
- 16日 近江いいことウォーク(木之本町)
- 26日 こうか商工まつり2014  
// 青年部第14回わんぱく相撲  
// 青年部一日職業体験
- 29日 地域活性化セミナー(信楽)
- 30日 女性部おもてなし交流事業(甲賀)
- 31日 建設業部会視察研修会  
[新名神工事現場]



## 1月

- 6日 年末調整相談日(～10日)
- 7日 信楽支部互礼会
- 10日 水口恵比須敬神講総会  
// 水口支部年賀会
- 14日 甲賀支部新年賀会
- 15日 年賀交歓会
- 23日 農商工地域活性化セミナー
- 25日 新春経済講演会  
[講師:辛坊治郎 氏]
- 29日 経営革新個別  
相談会
- 31日 甲南支部互礼会



## 2月

- 4日 青年部全国大会(埼玉・～5日)
- 11日 商業・サービス業部会歳末共同  
大売り出し[神戸コンチェルト  
船上バイキング招待]
- 15日 カップリングパーティー
- 16日 珠算検定
- 21日 建設業部会  
ボウリング大会



## 3月

- 3日 活性化委員会  
視察研修会
- 10日 甲賀地域6次産業化  
ネットワーク交流会

## 4月

- 14日 青年部視察研修(愛知・15日)
- 15日 ビジネスマナー講習会
- 16日 女性部通常部員総会
- 24日 経営計画作成支援セミナー



## 12月

- 6日 商業・サービス業部会  
歳末共同売り出し  
(～31日)
- // 創業セミナー  
個別相談会
- 18日 年末調整相談日  
(～25日)



## 11月

- 2日 あいの土山マラソン
- 8日 信楽たぬきの日
- 9日 創業セミナー(16・30日)
- 12日 ②初級パソコン講習会(～19日)
- 13日 一日公庫(甲南)
- 16日 珠算検定  
// 女性部おもてなし交流事業(信楽)
- 17日 「ネットde記帳」操作研修会  
// 一日公庫(水口)
- 19日 青年部ゴルフ大会  
// 女性部視察研修(京都)
- 20日 工業部会交流研修(信楽)  
// 商工会全国大会(東京・～21日)  
// 女性部おもてなし交流事業(信楽)
- 21日 一日公庫(信楽)
- 26日 地域活性化セミナー(信楽)
- 27日 一日公庫(甲賀)
- 29日 信楽高原鉄道再開イベント(～30日)  
// しがらき冬まつり

## 9月

- 1日 グーグルapps講習会  
(水口・～11日)
- 5日 青年部ソフトボール大会  
// 簿記3級講習会(～11月14日)
- 7日 青年部視察研修(広島・～8日)
- 11日 サービス業部会視察研修(大阪)
- 18日 女性部フェイスブック個別相談会
- 19日 支部対抗ゴルフコンペ
- 21日 珠算検定

## 8月

- 2日 和太鼓サウンド夢の森2014(甲賀)
- 16日 仙川夏まつり(水口)
- 21日 建設業部会教育施設修繕奉仕活動(信楽)
- 22日 建設業部会教育施設修繕奉仕活動(水口)
- 23日 建設業部会教育施設修繕奉仕活動(土山)
- 27日 地域活性化セミナー(信楽)



## 7月

- 7日 セタまつり(甲南・矢川神社)
- 9・11・14日  
女性部フェイスブックセミナー
- 26日 甲賀夏まつり  
// しがらき火まつり



## 6月

- 5日 創業補助金セミナー
- 11日 はしご酒スタンプラリー
- 13日 建設業部会  
幹事視察研修会(大阪)
- 15日 珠算検定
- 17日 消費税転嫁対策講習会
- 18日 地域活性化セミナー(信楽)
- 19日 経営計画作成支援セミナー
- 29日 簿記2級講習会(～11月15日)



## 商工会金融情報

平成27年1月1日現在

|              | 貸付の種類               | 最高貸付額                                    | 最長貸付期間                                     | 利 率                                                   | 備 考                                                         |
|--------------|---------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| I<br>政策金融公庫  | ①普通貸付               | 4,800万円<br>特定の設備資金は<br>7,200万円           | 運転資金 5年<br>設備資金10年<br>特定設備資金は20年           | 1.3%～2.7%<br>(基準金利)                                   | 事業を営む方(ほとんどの業種の方に<br>利用いただけます)                              |
|              | ②経営改善貸付<br>(マル経資金)  | 2,000万円                                  | 運転資金 7年<br>設備資金10年                         | 1.35%                                                 | 商工会長の推薦を受けた方                                                |
|              | ③新規開業資金             | 4,800万円<br>7,200万円                       | 運転資金 5年<br>設備資金15年                         | 1.3%～2.7%<br>(基準金利)                                   | 新たに事業を始める方または事業開<br>始後7年以内の方                                |
|              | ④新創業融資              | 1,500万円<br>3,000万円                       | 運転資金 5年<br>設備資金15年                         | 2.5%～2.9%                                             | 新たに事業を始める方、または事業開<br>始後税務申告を2期終えていない方                       |
| II<br>商工会制度  | ①商工貯蓄<br>共済融資       | 口数・加入年数によ<br>り無担保 1,500万円<br>有担保 4,000万円 | 運転資金 5年<br>(有担保 7年)<br>設備資金 8年<br>(有担保10年) | 3年以内 1.50%<br>5年以内 1.90%<br>8年以内 2.40%<br>10年以内 2.80% | 商工貯蓄共済の加入者で1年以上<br>経過した方<br>保証人1名以上、必要に応じ担保ま<br>たは信用保証協会保証付 |
|              | ①経営支援資金<br>一般枠      | 運転 2,000万円<br>設備 3,000万円                 | 運転資金 5年<br>設備資金 7年                         | 1.60%                                                 | 中小企業者で、直近2期平均の経常<br>利益が1,000万円以下である方                        |
| III<br>県制度資金 | 小規模企業者枠             | 運転・設備あわせ<br>1,500万円                      | 運転資金 5年<br>設備資金 7年                         | 1.55%                                                 | 従業員20人(商業、サービス業は5人)<br>以下で、直近2期平均の経常利益が<br>700万円以下の小規模企業者   |
|              | ②セーフティ資金(郵寄)<br>新規枠 | 8,000万円                                  | 運転・設備10年                                   | 1.10%                                                 | 中小企業信用保険法の規定に基づ<br>き市長等の認定を受けた方<br>(協会保証必須)                 |
|              | 借換枠                 | 2億円(増額分を含む)                              | 10年                                        | 1.60%                                                 |                                                             |
|              | ③緊急経済対策資金<br>新規枠    | 5,000万円                                  | 7年                                         | 1.35%                                                 | 売上げや利益の減少に対処して経営<br>の安定を図るための資金(協会保証<br>必須)                 |
|              | 借換枠                 | 8,000万円(増額分含む)                           | 10年                                        | 1.60%                                                 |                                                             |
|              | ④政策推進資金<br>新事業促進枠   | 2億円                                      | 10年                                        | 1.35%                                                 | 経営革新計画等の承認を受けてその<br>計画を実施する資金                               |
|              | 成長産業育成枠             | 1億円                                      | 運転資金 5年<br>設備資金10年                         | 1.35%                                                 | 成長産業分野において更なる事業拡<br>大を図るための資金                               |
|              | 省エネ再生可能<br>エネルギー枠   | 1,000万円                                  | 10年                                        | 1.10%                                                 | 省エネルギー設備や再生可能エネル<br>ギー設備等導入資金                               |
|              | ⑤開業資金<br>創業枠        | 運転・設備の合計<br>1,500万円                      | 運転資金 5年<br>設備資金 7年                         | 1.55%                                                 | 開業前から開業後1年未満<br>(協会保証必須)                                    |
|              | 女性創業枠               | 運転・設備の合計<br>1,000万円                      | 運転資金 5年<br>設備資金 7年                         | 1.55%                                                 | 開業前から開業後5年未満<br>(協会保証必須)                                    |
| IV<br>市制度    | 成長枠                 | 運転・設備の合計<br>1,500万円                      | 運転資金 5年<br>設備資金 7年                         | 1.55%                                                 | 開業前から開業後5年未満<br>(協会保証必須)                                    |
|              | ①小口簡易資金             | 1,250万円                                  | 運転資金 5年<br>設備資金 7年                         | 1.60%                                                 | 従業員20人(商業、サービス業は5人)<br>以下の小規模企業者<br>(協会保証必須)                |

\*信用保証協会の保証付融資については、別途保証料が必要となります。  
\*お申込、ご相談は商工会まで(秘密厳守)。金融審査によりご利用いただけない場合があります。

## 信楽高原鐵道運行再開！

一昨年の台風18号による災害でバスによる代行運行を行っていた信楽高原鐵道が、みなさまのご理解とご支援ご協力の結果11月29日ようやく復旧しました。これに合わせて29日と30日の2日間、信楽駅前広場を中心に出発式典ほか、ふれあい市やミニSLの運行などの様々なイベントが開催され、商工会青年部も駅イルミネーション点灯や冬まつりの同時開催を通じた運営協力で信楽高原鐵道運行再開の祝賀ムードを盛り上げました。今後とも地域の活力と共に未来に向けて走り続ける鉄道でありますように、信楽高原鐵道並びに地域振興の取組みへのご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。



## 商工業者の皆さま、商工会に加入しませんか！

商工会は、地域商工業者の総合的な経営の改善発達を図るとともに社会一般の福祉の増進に資することを目的として、法律に基づき設立された地域総合経済団体です。甲賀市商工会では経営に関する相談の窓口を設け、経営戦略や資金調達、人材育成など、経営上のお悩みに対してさまざまな面からサポートしています。より多くの事業所の方々に商工会をご活用いただき、皆さまの企業の発展にお役立ていただきたいと考えています。まだご加入されていない事業所の方がおられましたらぜひご入会下さい。

お問い合わせは甲賀市商工会 TEL.0748- 62-1676